

ただし、一般論として言えば、2014年には62・7%だった所得代替率を50%程度にまで下げていくのですから、条件が次第に厳しくなっていくことは間違いありません。年金だけで生活するのは、難しいと考えざるをえません。

(注) 「**所得代替率**」とは、年金を受け取り始める時点(65歳)での年金額が、現役世代(モデル世帯)の手取り収入額(ボーナス込み)と比較して、どのくらいの割合かを示す指標です。モデル世帯とは、40年間厚生年金に加入し、その間の平均収入が厚生年金(男子)の平均収入と同額の夫と、40年間専業主婦の妻がいる世帯です。

しばしば言われる「**100年安心年金**」とは、「**年金制度を100年間維持できる**」ということです。

年金をめぐる客観的な状況は、本章の1で述べたように、厳しいものです。人口構造の変化(高齢者の増加と若年者の減少)が、社会保障制度の維持を困難にするはずだからです。

それにもかかわらず、財政検証は、「**現在の保険料率(18・3%)のままで、おおむね年金制度を100年間維持できる**」としているのです。現在の制度で、所得代替率50%が維持可能という結論になっています。

なぜこうした魔法のようなことが可能になるのでしょうか？

マクロ経済スライドによる毎年の切り下げ率は、公的年金の被保険者の減少率(およそ0・6%)と平均余命の伸びを考慮した一定率(およそ0・3%)の和である**0・9%**とされています。

「**所得代替率50%が確保される**」と言われると、すべての受給者の代替率が50%であるように受け止めてしまいます。しかし、**財政検証という所得代替率は、新規裁定された直後の受給者についてのものであることに注意しなければなりません**。裁定後時間が経った受給者の代替率は、マクロ経済スライドによって、これより低くなってしまいます。

ところで、実際の制度では、マクロ経済スライドの発動に制約が加えられています。すなわち、「適用すると年金名目額が減少してしまう場合には、調整は年金額の伸びがゼロになるまでにとどめる」という限定化がなされているのです。

つまり、年金の名目額を引き下げることはありません。ですから、**マクロ経済スライドは、物価上昇率が0・9%程度以上にならないと発動されません**。

実際、マクロ経済スライドは、2004年に導入されたにもかかわらず、2015年までの10年超の期間には、一度も発動されませんでした。

~~~~~

令和4年度の年金額は、令和3年度から0.4%引き下げられる

<https://info.shaho.co.jp/nenkin/trend/202203/11464>

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率がマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律で定められています。(参考3参照)

このため、令和4年度年金額は、新規裁定年金・既裁定年金ともに、名目手取り賃金変動率(▲0.4%)に従い改定されます。

また、賃金や物価による改定率がマイナスの場合には、マクロ経済スライドによる調整は行わないことになっているため、令和4年度の年金額改定では、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、マクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越されます。

~~~~~

第1章で述べたように、2019年の6月に発表された金融庁の試算では、必要な生活費＝1か月あたり26万4000円、年金等の収入＝1か月あたり20万9000円、不足額＝1か月あたり5万5000円、必要年数＝30年として、65歳における必要悪額が2000万円だとしました。

ただし、これは65歳年金支給開始を前提にした計算です。

高齢者の失業率は、他の年齢層に比べて格別高いわけではありません。それどころか、若年層に比べるとかなり低いのです。

2017年においては、20～24歳の失業率は4・5%を超えています。ところが、65歳以上の失業率は1・8%でしかありません。これは、全年齢平均の2・8%より低い数字です。

いいかえれば、高齢者には、「働こうとすれば職を得られるにもかかわらず、働こうとしない」人が多いのです。

つまり、高齢者については、「職が得られるかどうか」というよりは、「就労したいと思うかどうか」が問題なのです。

~~~~~

失業率（完全失業率）＝（完全失業者÷労働力人口）×100  
で表します。

また「完全失業者」とは、

1) 仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった。（就業者ではない）

2) 仕事があればすぐ就くことができる。

3) 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

以上の3つの条件を満たす者のことを指します。

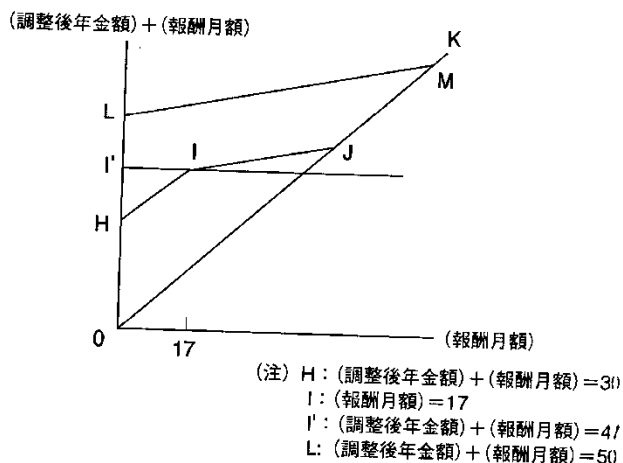
~~~~~

第3章で述べたように、高齢者が働く必要性が増しています。ところが、社会保障におけるさまざまな制度が、高齢者の就業を阻害しているのです。とくに問題なのが、在職老齢年金、医療費の自己負担、介護保険です。現状を改革する必要があります。

1 高齢者が働くと、税率50%の税がかかるのと同じ

H→Iは45度、I→Jは22.5度。

図表4-4 標準報酬の増加による受取額の変化（65歳以上）



在職老齢年金制度は、高齢者の就業を抑制するだけではありません。この制度は、高齢者の賃金を低く抑えている可能性があります。

これを理解するために、つぎのような場合を考えてみます。

それまでの賃金を維持すれば、これ以上働くと年金減額になるとしましょう。それでも働くことを第1案と呼びましょう。

しかし、賃金を低くすれば年金が減額にならないとしましょう。そこで、賃金を下げて働くことを第2案と呼びます。

被雇用者としては、どちらでも同じです。（年金のほうで税制上優遇されていることを考えると、手取りが同じなら第2案のほうがよい場合が多いでしょう）

他方で、雇用者としては、同一労働時間で賃金は低く抑えられるのですから、明らかに第2案がよいでしょう。何らかの特典を与えても、第2案を勧めようとするでしょう。ここで、特典というのは、賃金以外の形態での経済的利益です。例えば、雇用期間を延長することなどが考えられます。

こうして、在職老齢年金制度は、就業する場合にも低賃金の就業を促進することになります。低賃金の就業を促進することによって、高齢者の能力発揮を妨げているとも言えます。

つまり、この制度は、低賃金で高齢者を雇用する企業への補助金として機能しているのです。

2 高齢者が働くと、医療費の自己負担で破滅する

図表 4-5 高齢者の区分と自己負担率

区分	窓口	該当者	自己負担	現役並み所得者の自己負担
高齢受給者	健保組合	70歳以上 75歳未満	2割	3割
後期高齢者	市区町村	75歳以上	1割	3割

（注1）自己負担は本人と被扶養者に適用

（注2）「現役並み所得者」とは、年収が約370万円以上の者

図表 4-6 高額療養費制度

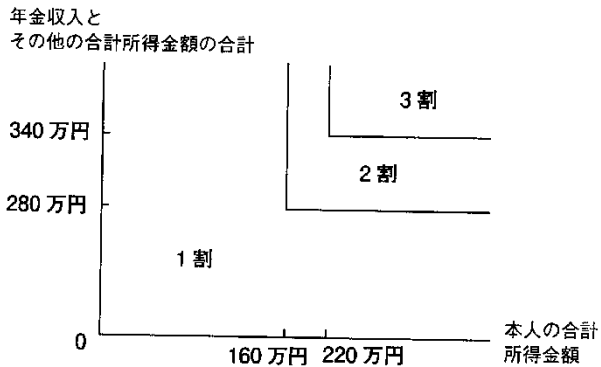
区分	外来自己負担限度額	世帯ごと自己負担限度額	多数該当の場合
年収 約1160万円以上	252,600円 + (842,000円を超えた額の1%)		140,100円
年収 約770万円～ 約1160万円	167,400円 + (558,000円を超えた額の1%)		93,000円
年収 約370万円～ 約770万円	80,100円 + (267,000円を超えた額の1%)		44,400円
一般	18,000円（年間14.4万円上限）	57,600円	44,400円
無所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
無所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	

（注）「多数該当」とは4か月目からの自己負担額。

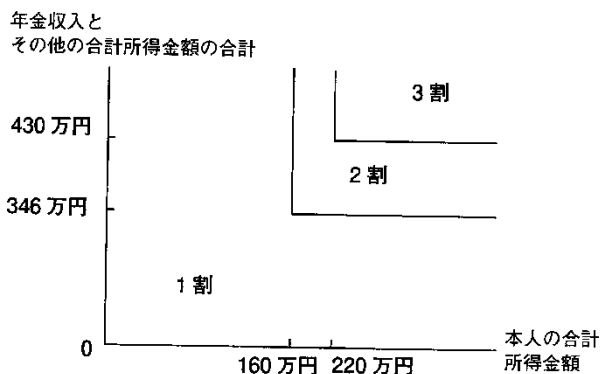
3 高齢者が働くことへの罰則的措置は、介護保険にもある

図表 4-7 介護保険における自己負担率

(1) 世帯に 65 歳以上が 1 人の場合



(2) 世帯に 65 歳以上が 2 人の場合



(注)「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算される。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額。

負担率の区別は、分かりにくい形で示されています。図表 4-7 のような形で示すのが、一番分かり易いでしょう。

ここでは、働いて得られる所得だけでなく、公的年金の収入も勘案されます。しかし、年金の特別控除はかなり大きいので、年金だけで基準を上回することは滅多にありません。(注)これは、主として、働いて得られる所得への罰則的措置です。

働くことに対する罰則的措置が、この数年間で、1 割から 3 割へと大きく引き上げられたわけです。

(注)例えば 65 歳以上で「公的年金等の収入金額」が 350 万円の場合には、公的年金に係る雑所得の金額は

$3,500,000 \text{ 円} \times 75\% - 375,000 \text{ 円} = 2,250,000 \text{ 円}$ となります。

負担限度額認定制度

~~~~~

・介護保険負担限度額認定制度とは、介護保険施設やショートステイ利用時の食費・宿泊費の自己負担額を減免する制度

・減免を受けるには、所得や預貯金の要件がある

・必要書類を市区町村に提出すると、4 段階の利用者負担段階と負担限度額が決定する

~~~~~

「フリーランサー」と同じような意味の言葉として、「ギグワーカー」があります。

「ギグ」とは、「細切れ」という意味です。隙間時間などを利用して、細切れの作業を行なうのです。

その一つの例として、「AI の機械学習に用いるデータにラベルを付ける」という作業があります。これは、「ラベリング」とか「タグ付け」と呼ばれる作業です。「アノテーション」と言われることもあります。

例えば、一つ一つの写真に「これは犬」とか「これは猫」というような「ラベル」を付けるのです。単純な作業ですが、人間の認識能力が必要とされます。企業が自社で AI の開発を行なおうとすると、ラベル付け作業が必須になりますが、これには膨大な手数がかかります。そのため、ギグワーカーが必要とされるのです。

インターネットによって、発注者と受注者であるギグワーカーたちを結びつける仕組みは、「ギグエコノミー」と呼ばれます。

AI に関する特別な知識は必要なく、誰でもできる仕事…

~~~~~

反面調査とは、「税務調査に選ばれた会社と付き合いのある、銀行や取引先に向けて行われる調査」のことです。

~~~~~

2023 年 10 月から、「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」が導入され、適格請求書に表示されている消費税でないと、控除できないことになります。

例えば、フリーランサーに発注される外注費が 10 万円だとしましょう。消費税が 10% の場合、税込金額は 11 万円となります。このうち 1 万円は消費税なので、発注側は消費税の納税において 1 万円分を控除したいのですが、インボイスがないとそれができなくなるのです。

ところが、免税事業者はインボイスを発行できないのです。適格請求書を発行するためには、課税事業者にならなければなりません。

税額控除ができなくなれば、発注側は、免税業者との取引をやめてしまう可能性があります。

このため、受注側のフリーランサーとしては、売り上げが 1000 万円以下であっても、適格請求書を発行できるようになるために、あえて課税事業者になるという選択をしなければならない事態も考えられるのです。